
日程第10 議案第5号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第6号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第7号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第10、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第6号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第5号から日程第12、議案第7号までを一括議題とすることに決しました。

日程第10、議案第5号から日程第12、議案第7号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号加美町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に伴い関係条例を改正するもので、一括して御説明申し上げます。

その改正内容は、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことを可能とする、育児のための短時間勤務を認める育児短時間勤務制度の導入であります。

育児短時間勤務職員の対象となる職員は、小学校就学の時期に達するまでの子を養育する職員、「育児短時間勤務職員」といいますが、これで公務に支障がない限り承認することができるとされ、その後、補充として任期つき短時間勤務職員を任用することができるとしております。この育児短時間勤務制度により、職員の勤務時間及び給与等に関する規定の整備を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 総務課長にお尋ねをいたしますが、市立病院で超過勤務で6,000万円ぐらい請求されて、基準監督署の関係で取られているんですけども、加美町における超過勤務のあり方、基準監督署で来て見た場合に、超過勤務というのは、8時半から5時15分までだとすると、8時に来ると、その前も超過勤務になる。15分過ぎてから、その後も超過勤務になるというような、調べられるとですね、皆そういう形で賃金に換算されて取られるところが加美町でも結構あるわけですけども、役場ではそういう心配はございませんか。その辺についてお尋ねいたしたいとお願いいたします。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長兼行政改革推進室長（早坂宏也君） お答えします。

時間外勤務手当でございますが、基本的には1時間単位という形で処理してますし、あと、事前の申請制度でございますので、事前に申請をしていただいて承認をして時間外勤務に当たっていただくという形で、古川市立病院さんの方は、新聞等でも発表、私も目にしましたけれども、勤務時間の中で、仕事の残務整理という形の中で、例えば5時15分に終わるやつを、6時過ぎ、6時半ごろまでやっていたというような形のやつが、それは支給しなければだめですよという形の新聞報道だったと思います。事前にこういう仕事をするからという形で申請をして、じゃあやってくださいというのが基本でございますので、今のところ加美町ではそういう形の該当部署はないと思っています。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りします。議案第5号から議案第7号は一括採決としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第7号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第8号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第13、議案第8号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第8号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、非常勤特別職の報酬及び費用弁償について、厳しい財政状況や行財政改革の推進を踏まえ、次の理由により改正を行うものでございます。

一つとして、給与構造改革により職員平均給料5%の引き下げ、2、平成19年度人事院勧告は完全実施としないこと、また管理職手当については12月から20%削減していること、3、大半が合併時において3町のうち高い額に調整統一して以来改定されていない等の理由から、現在の報酬額を5%削減する等の改正を行うものでございます。

また、農業委員会委員、教育委員会委員及び監査委員の方々が庁内における会議に出席した場合に支給される日額費用弁償につきましては、「1,700円」を「1,000円」に減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに決定いたしました。

日程第14 議案第9号 加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険税の徴収方法について改正するものがあります。

その内容は、平成20年4月から国民健康保険税及び後期高齢者医療制度保険料を特別徴収として、年金の受給額からあらかじめ差し引くものでございます。国民健康保険税については、老齢年金等の給付を受けている65歳以上74歳までの国民健康保険の被保険者である世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、国保世帯主に課する国民健康保険税を年金からの特別徴収とする改正であります。

なお、75歳以上については、後期高齢者医療制度保険料として年金受給額から差し引かれることとなります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第10号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第11号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第12号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程15、議案第10号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第11号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第12号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第10号から日程第17、議案第12号までを一括議題とすることに決しました。

日程第15、議案第10号から日程第17、議案第12号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第10号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第12号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

その内容は、平成20年4月1日から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に題名が改称となることに伴い、条例の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま

す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第12号は一括採決といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第12号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第13号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第18、議案第13号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第13号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、現条例において国民健康保険に加入している被保険者に対しての葬祭費について8万円を支給しておりますが、平成20年4月から始まる75歳以上を対象とする宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条におきまして葬祭費が5万円に規定されたことから、国民健康保険被保険者の葬祭費についても同額とする改正等であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま

す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第14号 加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第19、議案第14号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第14号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、税制改正の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇するものについて平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を、平成20年度においても同様の措置を講ずることとした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成20年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第15号 加美町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第16号 加美町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第20、議案第15号加美町営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第16号加美町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、以上2件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第20、議案第15号から日程21、議案第16号までを一括議題とすることに決しました。

日程第20、議案第15号から日程第21、議案第16号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第15号加美町営住宅条例の一部を改正する条例、及び議案第16号加美町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅から暴力団員を排除していくための条例改正でありますので、一括して御説明を申し上げます。

平成19年4月、東京町田市内の都営住宅において、居住者である暴力団員が自室に立てこもり拳銃を発砲し、居住者や周辺住民の安全を脅かす事件が発生いたしました。この事件を機に、平成19年6月、国土交通省から各都道府県知事に対し公営住宅における暴力団排除についての通達が行われ、本県の公営住宅においても過去2年間に二度の拳銃不法所持及び傷害事件が発生していることから、平成19年10月23日、宮城県と宮城県警察本部が主体となり、県内自治体とともに宮城県行政対象暴力対策協議会を設立いたしました。同協議会では、公営住宅から暴力団を排除していくため県を初め全市町村で条例改正を行うことと決定し、本町においても住宅居住者や周辺住民の安全安心の確保のため条例改正を行うものであります。

具体的な改正内容は、町営住宅入居募集の際、親族を含め申込者が暴力団員かどうかを管轄警察署に照会し、暴力団員と判明した場合は入居させない。また、既に入居している者が暴力

団員と判明した場合は、所轄警察署と連携して暴力団からの脱会を促し、応じなければ住宅の明け渡し請求を行うことができるようにするというものであります。

また、これに加え、加美町特定公共賃貸住宅、小野田地区の下夕川原住宅でございますが、この条例につきましては、本条例に駐車場使用の規定がなかったことから、駐車場使用に関する規定を盛り込むための条例改正も行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 今までに、この条例に抵触しそうなといいますか、していると言ったらいいのか、そういった事例というか、この加美町内であったかどうかお伺いしたいんですが。

○議長（米澤秋男君） 町民課長。

○町民課長（吉田 恵君） ただいまの質問ですけれども、入居者が暴力団員であるかどうかということにつきましては、こちらで把握しておりません。といたしますのは、この条例が制定されて初めて管轄署に対してそういうことを問い合わせができるということでございます。例えば入居者が何かの事件でそのようなことが起きた場合でも、その方が暴力団であるかどうかということについては警察からの連絡はございません。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第15号から議案第16号は一括採決といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第16号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第16号加美町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例につい

ては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22 議案第17号 加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第22、議案第17号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第17号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、非常勤消防団の定数について改正するものであります。

平成15年度の合併時における消防団員数は約 620人で、定数の 660人を30人下回る 630人の団員となっております。そのため定数の人員を目標に新入団員確保に努めてまいりましたが、増員となる見通しが立たないこと、また消防機材が充実してきていること等から、20人を減員し定数 640人とする改正であります。

なお、定数削減につきましては、消防団幹部会議にて了承を得ております。

今後につきましては、町の火災予防及び災害時に対処するため、引き続き団員の維持確保に努めてまいります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

○14番（福島久義君） 今説明を受けましたけれども、現団員は実質 630名ということでございますけれども、それ以上の新団員の見込みがないということでの減員になるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（猪又 健君） 危機管理室長、お答えいたします。

平成15年に合併した時点でございますけれども、条例定数 660人と定めまして、その時点で、15年の4月1日現在、617人の団員でございます。16年度は同じく 617人、平成17年度の4月1日は 618人、18年度は 620人、19年度 613人でございます。それで、今現在 630人ほどございますけれども、団員の募集については時期は問わず入れております。退団につきましては9月末と3月末でございますので、その辺で今回も、630人ほどございますけれども、若干減るんで

はないかなと思います。

それで、今現在7分団ほどありますけれども、その分団の部長さん、班長さんをお願いいたしまして、以前から新入団員の確保をお願いしているところがございます。そういう募集をしておりますけれども、現在に至っては退団する方の補充で手いっぱいということをお部長さん、班長さんから伺っております。

また、先ほど町長も言いましたとおり、町としては、消防機材、積載車等、あと消防団の服装も完備されておまして、他の市町村よりは幾らかは資機材については進んでいるのかなという思いでございます。また、地域、各行政区につきましても自主防災組織もだんだんだんできておりますので、その意味からも今回20名ほどの減ということで、消防団の幹部の皆さんに対しまして4回ほど各地区分けて説明して、納得していただいたという経緯がございます。

以上、報告いたします。

○議長（米澤秋男君） 14番。

○14番（福島久義君） 今現在 630名の中で女子団員が何名かおられるのか、それとも、今後女子団員を含めて増員——増員といいますか、その定数 640名の中に含めていこうとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（猪又 健君） お答えいたします。

現在、女子団員は1名です。この1名は団員の中に入っております。女子といえども、今、男女雇用機会均等法等ありますので募集は行っておりますけれども、入らないのが実情であります。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 全く消防団については、私も火事になった一人として非常に頭の下がる思いがいたしているわけではありますが、実際的にどこの部落の定員が減ったのか、その辺お尋ねいたしたいと思います。それに、私の方の班では、若い人たち、会合あった都度、新規の募集を十分にやっているようではございますけれども、どこの部落の定員を何ぼ減らしたんだか、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（猪又 健君） お答えいたします。

どこの行政区ということでございますけれども、町としましては町全体で 660名を 640名ということにしておりますので、どこの行政区を減らすということではございませんので。

(「わかりました」の声あり)

○議長(米澤秋男君) ほかにございませんか。16番高橋源吉君。

○16番(高橋源吉君) 今回640名にするということでありましてけれども、現在630名ということで、依然として定数に満たない状況にあるということでありましてね。その際、先ほどの危機管理室長のお答えですと、各分団にお願いをして団員を募集しているということでありまして、今現在、消防団に該当するような若い方々というのは、ほとんどの方がお勤めに出ている状況なのかなと思います。そういった場合、町の企業やあるいは団体などに働きかけなどをしていくのか、現在しているのか、そういったことあるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長(米澤秋男君) 危機管理室長。

○危機管理室長(猪又 健君) 町といたしましては、そこの部長さん、班長さんをお願いしており、町自体としては、県からも要請ありますので、今後、企業の方に要請していきたいと思っております。

○議長(米澤秋男君) 16番。

○16番(高橋源吉君) じゃあ今後ということですね。今まではなさってなかったと。

○危機管理室長(猪又 健君) 今までは、先ほどお答えしましたように、各分団にその人員の方は任せておりますので、そのことは幹部会議でその都度お願いしております。今後は、議員さんのおっしゃいますとおり、町としても積極的に団員の確保に努めたいと思っております。

また、消防団の関係で、行財政改革にも関係あることをごさいますて、一つちょっとお知らせしておきたいと思っております。

消防団につきましては、補償報償組合というのがございまして、年間1人当たり2万1,500円ほど支出しております。これにつきましては条例定数分を支払っておりますので、660名分今まで支払っておりました。20名減員にするということによって年間に43万円ほど行財政改革になるのかなと思っておりますけれども、これはついでのお話と聞いておいてほしいと思っております。

○議長(米澤秋男君) 16番。

○16番(高橋源吉君) 大体わかったんですけども、それで、各班ごとに適当な人員って、例えば7名とか8名とかって、ポンプ1台につきどれくらい的人数が必要なのかよくわかっておりませんが、それ等かんがみて、この定数は合っているものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長(米澤秋男君) 危機管理室長。

○危機管理室長(猪又 健君) 若干多い箇所と少ない箇所ありますけれども、少ない班では7

名、多い班では12～13名というのがありますけれども、現在それでやっておりますので大丈夫かと思えます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23 議案第18号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（米澤秋男君） 日程第23、議案第18号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第18号大崎地域広域行政事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案件は、平成20年度から実績割7、人口割3の負担割合で関係市町村が負担することとなっていた衛生費等負担金について、平成20年度も平成19年度と同じ負担割合とする規約の変更であります。

これは、平成21年度から加美クリーンセンターの休止に伴ってごみ処理区域の変更が生じることから、平成20年度において負担金に関する検討を行うため、本則規定の適用を1年延長する規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号大崎地域広域行政事務組合理約の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号大崎地域広域行政事務組合理約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第19号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について

日程第25 議案第20号 大崎市の公の施設を利用することの協議について

○議長（米澤秋男君） お諮りします。日程第24、議案第19号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について、日程第25、議案第20号大崎市の公の施設を利用することの協議について、以上2件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第24、議案第19号から日程第25、議案第20号までを一括議題とすることに決しました。

日程第24、議案第19号から日程第25、議案第20号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第19号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について、及び議案第20号大崎市の公の施設を利用することの協議につきましては、大崎市にある三本木保育所が平成20年3月31日をもって廃止されることに伴い、その施設を本町住民が利用することを廃止する協議、及び、平成20年4月1日から幼保一元施設の三本木子育て支援総合施設ひまわり園が開園することに伴い、その施設を本町住民が利用することの協議について議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りします。議案第19号から議案第20号は一括採決といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第20号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について、議案第20号大崎市の公の施設を利用することの協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26 議案第21号 平成19年度加美町一般会計補正予算（第6号）

○議長（米澤秋男君） 日程第26、議案第21号平成19年度加美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第21号平成19年度加美町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億6,189万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ125億6,276万2,000円とする補正予算と、畜産環境総合整備統合補助事業など4件の繰越明許費の設定のほか、各種指定管理委託等の債務負担行為の追加11件、県営土地改良事業など11件の地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税4,250万円の減、地方消費税交付金818万5,000円の減、国庫支出金として公立学校施設整備費交付金1,470万5,000円の増、県支出金として県民税徴収委託金1,130万円の増、文化財保護費委託金1,631万7,000円の減、町債1億1,920万円の減などであります。

歳出につきましては、民生費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金3,740万9,000円の減、老人保健特別会計繰出金2,739万7,000円の増、衛生費では救急医療センター運営費負担

金 426万 3,000円の減、農林水産業費では、県営土地改良事業負担金 968万 3,000円の減、強い農業づくり交付金 615万 5,000円の増、土木費では、除雪車両購入事業 723万円の減、町道整備事業 5,669万円の減、教育費では、小学校整備事業 1,570万 1,000円の減、文化財発掘調査事業 1,862万 2,000円の減、公債費では保証金免除繰上償還元金 2,461万 3,000円の減などのほか、一般職給与等の整理を行い予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一條 光君。

○4番（一條 光君） 19ページの総務費、一般管理費に関してお伺いをいたします。

今年度も3月に入りまして、定年を迎える方が町職員の中で19名いるやに伺っております。40年余にわたって勤勉に勤められてきましたことに敬意を表しながら、退職金についてお伺いいたしたいと思っております。

退職手当組合への負担金が毎年約2億数千万円計上されておるんでありますけれども、その後どうやって支給されているかというものは予算の中ではなかなか把握できていない、不透明であります。知る機会もございません。どうやってこういう掛け金を計算して、そして、どういった基準に基づいて支給されておるのか。20名近くになりますと4億から5億のお金が支給されるんだろうと思っておりますけれども、この点について一通り御説明をいただきたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長兼行政改革推進室長（早坂宏也君） 総務課長お答えいたします。

まず、職員の退職金の関係でございますが、宮城県市町村職員退職手当組合、そちらの方で一括、退職金を事務を取り扱っています。これにつきましては、現在、仙台市を除く12市、あと23町、あと一部事務組合が19ございまして、54市町村が加入しているという状況でございます。

それで、現在の市町村の負担金でございますが、先ほど2億数千万円とおっしゃいましたけれども、現在、給料総額の、一般職の場合でございますが、1000分の190、ですから19%ですか、それを退職組合の方に、手当組合の方に負担金として一応町の方で納めているという状況でございます。それで、支給の内容が町の一般会計に出てこないというのは、退職組合ですべて処理をしておると、一括ですね、いう関係で、現在、退職時給料の現在の、月末ですが、一般職の場合で59.28カ月、これが基本として支給されるという状況になっています。

仕組みがわからないということですが、だれの退職金が幾らというのは当然町の一般会計に

は出てこないという形です。ただ、組合の状況につきましては、そういう形で年々経営的には悪化していると。負担率も上がる傾向にあるという状況で推移しております。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 原資が町予算から出ているわけですから、受け取るのが実質町からいただくわけですが、退職手当組合という経路を経ていることになると、どうも感謝の方向も町に対しては薄れてくるのかなという思いもするわけでありまして。今までやってきたからこの仕組みがいいという時代ではなくなっているんだらうというふうに思います。

我々がなかなか関知しにくい部分なんですけれども、当然、掛け金は運用しておるんだらうと思いますけれども、宮城県単独でやっておられるのか、それとも、さらに国のレベルまで再……、新たな又掛けをしてやっておられるのか。宮城県だけで運用しているとすれば、どれくらいの運用益を上げているのかもお聞きしたいと思いますし、また、掛けた分は、町が掛けているわけですが、帰属するのは最終的に個人になってしまうのか、それとも町なのか、この帰属先といいますか、この部分についてもお伺いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長兼行政改革推進室長（早坂宏也君） 国・県レベルで全体でやっているのかということですが、これにつきましては先ほどお話ししました54市町村で運営していると。政令指定都市の仙台市は除かれているという形でございます。

それで、運用益等という形の御質問でございますが、ちなみに組合の収支状況ですが、今現在、18年度決算まで出てるんですが、歳入が168億1,900万円程度、歳出の方が158億8,300万円程度で、18年度においては9億6,300万円、単年度の負担金を取って退職金を支払った。それらの53市町村で出ていると。

ただ、基金がございまして、あるいは現金預金、あるいは国債、地方債等で基金を積んでいるということで、それが現在298億322万円ほどありまして、18年度の決算と足しますと307億6,600万円程度の現在財産を抱えているという御認識でお願いしたいと思います。要するに307億円ほどの財産はあります。

ただし、現在、これは設立したのが昭和31年という形になってますけれども、現在市町村管理がされているという形で、合併あるいは脱退したりするわけですが、そのときの関係もありまして市町村管理をされてまして、運用益を除いて——運用益も出ているわけですが、組合全体の残高は244億円という形で、ですから先ほどの307億円、これと差し引いた金

額ですね、244億と307億、これが昭和31年からやってきた中の運用益という理解が成り立つと思います。それらを除いた244億の実質負担金を納めた形の差引残高が、これが組合全体であるわけですが、加美町としては現在それが△4,087万円という形で、出した金よりも払っている金が多いという状況になっています。それが個人に帰属するのか、町に帰属するのかということでございますが、これはあくまでも組合の財産については町に帰属します。

ただ、先ほどお話ししましたけれども、現在退職者がどんどんどんどんふえているという形の中で、給与構造改革の中で、給料で一応1000分の190徴収されているものですから負担金は年々少なくなっているという形で、大体3年に1回ぐらい見直しをされるという状況でございます。そういう形で、今現在、これは19年度、早速ことしから、単年度収支はこの前の課長会議で赤字の見込みになってますよという形。それから、先ほど299億ほど基金がありますけれども、これは平成26年ころですか、にはもう底をつくという、今の退職者で今の率でいった場合ですね、そういう御説明を受けてまいりました。それで、ことし、来年、21年から1000分の190を1000分の210に引き上げをすると。これも当初始まったときからだんだんだんだん上がってきたんですけれども、今現在そういう状況下にあるという内容でございます。よろしく願いします。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條光君） 積み上げてきたものは町に帰属するんだとすれば、会計制度は、一たん町に入れていただいて、そして支給するのが普通の考え方かなというふうに思ってしまうんですけれども、そういった独特のやり方がずっと、30年以来ですか、やってきたということだから正しいというものでもないんだろうと思いますね。やはりこういった時代であればあるほど透明性が必要になってきますし、やはり本来の帰属先は、どこで働いたんだ、そこから働いたところからもらうのが本来の筋なのかなというふうに思いますので、そういった意見も機会があるときに発言をしていただければというふうに思います。

それから、伺いますと、300億円足らずで、県内の支給2年分にも満たないくらいのお寒い内容だというふうに伺ったんでありますけれども、この中で例えば不祥事を起こして支給しないんだと、懲戒処分をしたがゆえに退職金は支給しないんだよとしたときには、その方の分は町に入ってくるんですか、それともこの組合の財産に入ってしまうんですか、それとも町として持ち分として他の町村より余計持っているということになるのかどうか、この点についても伺いたいします。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長兼行政改革推進室長（早坂宏也君） 退職組合の中にはそういう支給の基準がございます。私先ほど言った 59. 何カ月というものについては、これは定年退職時の支給基準でございます。当然、懲戒免職については支給されないという形であります。ただ、個人管理じゃなくて、町がですから給料の1000分の 190を負担金として納めて、それが市町村管理をされます。ですから、それが加美町の例えば負担金が幾らって毎年出てきます。そういう形で管理をされると。

要するに、この設立の目的は、退職者の多寡、多い少ない年に、町が直接加美町だけ単独でやった場合に、1人やめる年、あるいは30人やめる年、そのときに予算の執行が非常に難しくなると。それに与える影響、借り入れその他も含めてですね。それを一部事務組合として、加美町、全体、59町村が同じ基金で同じ内容で整理をしていってやった方が、事務上、あるいは法的な関係の処理、それらも含めてやりやすいということで設立をして、今まで続けてきたと。悪いところがあれば、その都度あと改善はされていくと思いますので、そういうスタイルが今続いているという形でございます。（「支給されない場合の行方」の声あり）

支給されない場合は、それは町、加美町の持ち分として計算されて保管していくと。先ほどお話ししましたけれども、加美町は今△なんです。ほかの町村のやつを使っているような状況です。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。7番下山孝雄君。

○7番（下山孝雄君） 3点について内容の詳しい説明をいただきたいと思います。

まず、26ページ、委託料なんですけれども、保育所広域入所委託料 912万 9,000円ですか。これと、それから第2点目は、31ページ、先ほど町長の内容説明にもありましたけれども、これも負担金補助金及び交付金であります。強い農業づくり交付金、それと、3点目ですけれども、35ページになります。委託料 200万円の減ということになっております。これ除雪委託料なんですけれども、この内容についてまず御説明いただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長お答えいたします。

委託料につきましては、4月当初、公立保育所、色麻、清水、鹿島台というところの委託人数が7人でした。それから、大崎地域の私立保育所に9人の方の委託をいたしております。それが月々出ていったり入ったりと入退所がありますので、3月等を含めると人数がふえました。それで、公立保育所3カ所には12名の保育を委託しましたし、それから私立保育所6カ所等につきましては11名ということで、人数が大幅に増になりまして、国で決めている

保育単価があります。ゼロ歳児は17万円ほど、それから1歳児は12～13万円というような取り決めがございまして、何歳の方を何カ月委託するかによりまして委託料の不足になりました。それで、合わせますとこのような委託料の不足が出ましたので、ここでお願いしているわけがございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（府田周一君） 御質問の件ですけれども、これ昨年12月に緊急的に原油高の高騰対策という形で農水省で出した事業でございまして、事業については、農業食品産業強化対策整備交付金というような形で出てきています。加美町におきましては、この申請時期が12月に出まして1月20日ごろまで申請という非常に短期間だという関係もありまして、従来からこういう事業がないのかというような形で予定されて相談されていた方々に、こちらが反対に話をかけて、3件ほどその中で認定されたという形でございます。

それで、事業の内容につきましては、穀物の乾燥施設、これ遠赤外線乾燥機というものが2台、それから大豆用の汎用コンバイン1台ということでこの事業費がなっております。国からの交付金という形で615万5,000円の交付金という形で計上させていただきました。以上です。

○議長（米澤秋男君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 除雪委託料の200万円の減の質問でございますけれども、内容といたしましては、本所分、中新田地区の分なんですけれども、オペレーター委託ということでやっておりますけれども、その分で差し引きで100万円相当です。それから、小野田支所管内の防雪さく関係ですね、これ業者委託している分あるんですけれども、その分の差金であります。合わせて200万円ということです。よろしく申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 7番。

○7番（下山孝雄君） 保育所の広域入所委託料なんですけれども、確認したいんですけれども、受け入れ側の入所料金になるのか、基準料金でお支払いするのか、そのことについて確認の意味でもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、全部県からの補助金で615万5,000円の強い農業づくり交付金、これ個人の対象には、経営の対象にはならなかったんでしょうかね。

それと、防雪さくのことについてもお尋ねしたいんですけれども、今、防雪さくの取り扱いの委託料がずっと、体制が変わったんですかね、だんだん下がってきてるんですけれども、これ、直でやった関係で毎年大幅に下がってきているものかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

国の保育単価の基準で措置費が決まっておりますので、年齢によっても違いますし、それから、その私立の幼稚園の人数等の例えば40人までは幾らの保育単価という国の詳細な取り決めがございます。それによりまして、それぞれ一律ということにはいきませんし、年齢でも違います。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（府田周一君） 個人ではという話ですけれども、これは原則5戸以上の共同体という形になっております。それで、参考まで、入れたところは乾燥機はミニライスをやっています芋沢と月崎地区、それから汎用コンバインは雑穀組合という形で取り入れしております。以上です。

○議長（米澤秋男君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 防雪さくの委託費が年々に下がっているというような御質問の内容だと思いましたがすけれども、昨年度、発注する際にいろいろ検討しました。その中で、最近の防雪さくは、ネット式、メッシュ式、そこにもあるんですけれども、ああいう感じのやつが今設置しているものが多いんですけれども、あれをやった場合、発注する段階で支柱をもう収納やめるような考えにしました。というのは、支柱だけもう立てておきましょうと。そうすればその分は1割ないし——2割まではいかないんですけれども、そういうことでコスト縮減に向けてやった結果、今回100万円ということになりました。20年度もそういうやり方で、今度は支柱を立てっ放しですから、ネットだけ張るような格好に持っていきたいと思います。それが原因ということになります。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。13番新田博志君。

○13番（新田博志君） 27ページの宮崎保育所費の非常勤職員報酬の183万2,000円の減額について、まずどのような状況なのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

宮崎保育所の非常勤職員のことにつきましては、4月当初、非常勤職員の採用していただいたんですけれども、その採用に伴いまして、1カ月もしないうちにちょっと事情がありましてやめさせてくださいというようなことが出まして、その後、保育士の方の採用に至るまで時間がかかりまして余りましたということが一つでございます。

それから、もう1点は、産休の保育士の方がおりますが、その代替も保育士の資格のある方が見つからないという状況で、保育補助さんを代用にいたしましたことによりまして何か月分かの報酬が余ったというふうになりました。保育士補助さんのところは賃金等の計上にさせていただいております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 13番。

○13番（新田博志君） まず最初に総務課長に謝っておきますけれども、実は総務課長のところに行ってお話ししまして、「どうするんだ」と、「この問題どうするんだ」という話をしたときに、総務課長は「ちょっとだけ時間ください」と、「抜本的改定じゃないと難しいですよ」と、「つけ焼き刃のようなことはやりたくないで、そういうふうにしたいと思います」ということだったので、「わかりました」ということでお約束したので、ここでまたこんな発言するのを控えようかなと思っていたんですけれども、ちょっといろんなことがありましたので、また話させていただきます。そのことをまず最初におわびしておきますけれども。

実は、その総務課長と話をした後に、何かどうもちょっと納得いかない点があるので、いろいろ調べてみたんです。そしたら、あのときに私が「非常勤の方の報酬、安いんじゃないか」という話をしたら、あのときに「いや県内平均より高いんです」という話をいただきました。だから、そんなもんかなと思っていたんですけれども、その割には勤めたいという人がいないと。今の室長の話にもあったように、なかなか探すのが大変だという状況の中で、調べましたら、大崎管内では非常勤職員の報酬が一番安いんですね。そのことを調べまして表にして、実は総務課長いなかったんですけれども、持っていきまして、「ああわかってます」と。わかってますじゃないだろうと、せっかくあんな話をしてね、県内の方で高い方なんですなんていう話をしておいて。でも、保育士が見つからないというのはこの大崎管内での話なんですよ、やっぱり比べる対象は大崎管内なので。その話をせっかくしに行ったら、「ああわかってます」と、そんな話はないだろうと思ったんです。

こんな話をしてですね、いろいろ調べてみたんですけれども、そうなってくるとこっちもだんだん調べざるを得なくなって、いろんなことを調べてまいります。そんな中で、もう一つ気になったのが、要するに保育士さん、臨時の保育士さんが、非常勤の保育士さんが見つからないとなるとどうなるかという、正規の職員の正職の保育士さんの残業が、時間外手当がふえるということになるんです。これは果たしてですね、要するに正職員の時間外勤務手当がふえるということは、経費節減に逆にならないんじゃないのかと、かえって高くつくんじゃないのかという思いがあります。

ちょっと調べてみたら、例えば小野田の保育所なんかだと 100万円ぐらいあるんですね。平成20年の時間外勤務手当 100万円ぐらいになっていると思うんですけども、そういうこととかというのを考えますと、小野田保育所って、保育士さん、正職員4人しかいませんので、1人25万円になりますね。こんなことを考えてみますと、いや、やっぱりきちんと、もう少し高く上げて、ちゃんとした——ちゃんとした非常勤の保育士さんという言葉自体がおかしいんですが、非常勤の保育士さんを雇った方がいいんじゃないのかなと思いました。

それで、この保育士、保育所の非常勤の職員に関しては、平成10年の2月に各都道府県知事や厚生省などからの通知によってやれるようになってはいるんですが、この中に14年7月から適用で「不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないように留意すること」という項目もあるんですよ。こういうことから考えてみると、もう少しやっぱり非常勤の職員さんの待遇をよくして、それできちんと雇って、それでやった方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長兼行政改革推進室長（早坂宏也君） 総務課長、お答えいたします。

まず、非常勤の保育所の関係の近隣の市町村という形で議員さんより資料をいただいたという形で、私も直接でなくて後から見せられました。済みませんでした。

そういう形で、月給当たり、時給当たりという形あるんですけども、週30時間、36時間、それぞれ違って、加美町の経過を見ますと、1回月給に、18年度に1回やってきた経過があるということがございます。そのときに、夏休み、あるいは長期休暇、長期の学校休みとかありますけれども、そのときに、幼稚園、保育所、それらによって、月給にしますと1日2日勤務しても1カ月分払うとか、非常に不平等が出てくるという形で、現在は時給で日額計算をしてお支払いをしていると。それが一番平等性保つんじゃないかという形で、そういう形にやってきたという形でございます。

その中で他町との比較という形の中で時給に直してちょっと見れば、加美町の場合は、今、保育士さんの場合、5年以上の場合 880円、5年未満の場合 850円という形の中で、それを勤務時間数等で他町の月給なんかを割ってみますと、ちなみに、こちらでしますと、例えば大崎市さんなんかでは 940円ぐらいになりますし、涌谷町さんなんかは、ちょっと勤務時間内容、正確につかめないものあるんですけども、815円ぐらいになるようです。ちょっと数字正確でないところはお許しいただきたいと思います。

ですから、18年度にそれを時給に直すときに、県内の状況を調べて、その平均的な線で時給

を出したということでございますので、今後の課題になりますけれども、非常勤職員の方々の、さっき言ったつけ焼き刃的なものでないということで、180人も職員さんいらっしゃるものですから、そういう形の中でこの給与の関係も再度見直しをしていきたいと考えてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「正職員の時間外とのかかわり」の声あり）

済みません。時間外につきましては現場の子育て支援室長から御答弁しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） お答へします。

朝、早出で7時半からとかいろいろ勤務体制が変わっておりますが、そこは職員1人と非常勤1人というような対応しなければいけないというようなこともありまして、職員が2人で非常勤何人という対応になっておりますので、どうしても職員のそういう手当が出ていくという形が一つはあります。

○議長（米澤秋男君） 13番。

○13番（新田博志君） 最後にもう一つ話をしておきますけれども、この5年未満の保育士さんは時給850円、5年過ぎたら880円、この考え方自体がおかしいのではないのでしょうか。非常勤職員というのを最初から5年以上連続して使うという形での考え方ですよ。こういうのは法律に照らし合わせて問題ないのでしょうか。この辺も交えてですね、本当に抜本的な改革をしようと言っておりますので、もちろん総務課長は真面目な方で、私、信頼してますので、ぜひともやり遂げていただきたいと思うんでありますが、その辺についても一言お願ひいたします。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長兼行政改革推進室長（早坂宏也君） 済みませんでした。年数で言ってしまったんですが、私の知識不足で、保育経験を報酬に反映させたという形だそうですので、お許しを賜りたいと思ひます。

あとは、本当に非常に微妙な問題でございますので、今後の検討課題とさせていただきますと思ひます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませぬか。1番佐藤正憲君。

○1番（佐藤正憲君） 今、児童福祉のことで一生懸命やっておるようですので、一つ保育所の入所のことについてお伺ひいたしたいと思ひます。

実は中新田地区において10数名の子供さんたちが入所できないと言っておりますが、その後のような方向で進んでおるのかお伺ひいたしたいと思ひます。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

あくまでも保育所は保育に欠ける児童を保育するという視点に、第一がそういう視点でございますので、今回はゼロ歳児と3歳児は定員数を大幅に上回りましたので、保育支援者の視点から見させていただきまして、保護者が働いていてもお家の中におじいさん、おばあさんの保育支援者と思われる人がいらっしゃったり、そういう方については、今点数化させていただいております、4～5点低く見積もっております、そういう視点の点数化から、点数の少ない、要するに保育支援が可能だと思われる方々にお話しかけをしまして、こちらからもうちょっといろいろな方法で考えていただけないかというようなお話しかけをいたしまして、待機という形にさせていただいております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 1番。

○1番（佐藤正憲君） 済みません。待機やっているわけですか、今。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 待機という形でございますが、定員数が大幅に上回っておりまして、その方々が保育支援が可能だということになりまして、退所しなければ席があくということにはなりませんので、待機という形ですが、どのくらいの待機かということ、おおよそ1年ということになると思います。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 1番。

○1番（佐藤正憲君） 保育所を建設した当時、鳴瀬、広原、中新田が一緒になってやったわけですね。当時、鳴瀬地区の人たちはですね、あの場所にあればこんなことにならなかったのにといい言っておるんですが、そういうことを考えた場合は、何とかどこかの保育所の方に対処してやってもいいんでないのかなと思うわけですが、その点もだめなんですか。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 加美町内の幼稚園等、保育所等、いろいろあきの状態とかいろいろなことを調べさせていただきまして、変更可能かどうかということ相手が方に、保護者の方に問いまして、変更可能だった人には幼稚園対策とかいろいろしていただきましたが、どうしてもそういうあたりでできないという方は待機という形になっております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 11ページの住民バスの使用料と20ページの住民バス運行委託料の関係についてお伺いしたいんですが、住民バスについて、いろんな知っている方から、非常に便利だ

というか、とてもいい評価を聞いています。それで、もっともっと進めて住民の皆さんの役に立てていただければなと思っているんですが、この補正を見ますと、運行委託料が72万 6,000円ほど発生して、いただく使用料の方が 163万 4,000円ですか、という形になっているんですが、この辺、どのぐらいだと採算というか、うまくいくのか、そういった状況をちょっとお伺いできればなと思いますが。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 企画財政課長、お答えします。

採算ということを考えますと、ちょっと難しい話でございまして、基本的に採算はとれません。現在のところ、とれる可能性があるというのは、国の特別交付税が委託料の大体8割をいただいているものですから、それを考えますと、残りの町の負担が 300万円前後ぐらいになります。ですから、300万円前後の収入が上がる、あるいは 300万円前後の歳出を減らすということであれば、現時点において採算はとれるかなという話でございまして。ただ、300万円というのは、そういうことを考えると、ふやしたり減らしたりするというのはちょっと難しい状況です。

使用料の減について申し上げますと、当初予算としましては、券なんですけれども、300円単価のものと 500円単価のもので計算して当初予算つくっているんですけれども、300円の券は1年間に大体70人ぐらい乗るだろうと。これは延べ人数です。それで 500円の方は30人ぐらいだろうと。つまり、1日 100人ぐらいの運行で当初予算立てました。最近の例で見ますと 300円の方が62人ぐらいです。そして 500円の方が、当初30人見込んでたんですが、14人ぐらいで半分ぐらいなんですけど、500円というと2区間分になります。2区間を往復する方というのはそういなかったというようなことでございまして。

それから、当初予算は、定期ですね、学生さんの場合、300円の2分の1で 150円になります。さらに、1カ月定期だとその半分にしてます。ですから、極端なことを言うと1回75円で乗れるというような状況で、学生さんって余り想定、使用料の面からは考慮してなかったということなんですけれども、定期の方も実際にはいらっしゃいますので、それが89万 4,000円ぐらい収入として入ってきております。ですから、当初との比較でいうと、163万 4,000円の減になっているということでございます。

歳出の方につきましては、歳出はほどほどなんですけど、実際に最近のバスの利用者は1日 140人ぐらい数えていらっしゃいます。ですから予約受付センターの方がちょっと忙しくて、当初、予約受付センターの方が 2.5人ぐらいの積算をしてたんですけれども、余りなれてないと

ということもあって、現在は3人でやってるものですから、その分の不足が生じて、プラスの補正をお願いしているという経緯でございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 3番。

○3番（木村哲夫君） ありがとうございます。確かに、特に学生なんかは、評判が非常にいいというのは安いからというのものもあるんだと思いますが、その辺、多少持ち出しがあっても、ぜひ便利な内容にしていいただければなと思います。ありがとうございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

○5番（吉岡博道君） 3点伺います。1点目ですが、29ページ、34ページ、33ページにそれぞれ指定管理料の増額補正があります。それから、40ページ、寄宿舍管理費、これはほぼ全額が減額補正がされております。それから、43ページ、パソコン講習会講師委託、これは全額ですね、26万円減額補正されております。それぞれ計上なされた理由をまずお伺いします。

○議長（米澤秋男君） やくらい温泉保養センター所長。

○やくらい高原温泉保養センター所長（齋藤吉男君） やくらい保養センター所長お答えいたします。

まず、29ページの健康増進施設の指定管理料の増額でございますけれども、これにつきましては、特に燃料高騰による、かなり燃料の消費量が、消費量というか、単価が上がったために増額しているということでございます。

ちなみに、当初計画した段階で、A重油を今ウォーターパークでは使っているわけですが、67円20銭の部分が現在では87円10銭と、19円90銭、約20円上がっております。それで、当初見込んだ金額が2,690万円、約2,700万円だったんですが、これが今高騰した段階で積算いたしますと約3,000万円となっております。その差額が330万円ほどになっておりまして、どうしても当初の指定管理料では運営が困難だということで、いろいろ協議をしまして、それらの、本来は全額その差額が必要な部分なんだろうと思うんですが、いろいろ振興公社の方にも努力をしてもらおうというような形で、130万円ほどの増額と、変更管理料ということでお願いをしたいと思います。

それから、34ページの保養センター施設費の関係でございますけれども、これにつきましては燃料の高騰によるものでございます。ここ、薬師の湯につきましては特A重油と、それから灯油を使っておりますけれども、これらについても単価がそれぞれ特A重油につきましては当初から比較しますと1リッター当たり20円ほど高騰しておりますし、それから灯油につきましてはもっと高くなりまして、24円を超える額がふえております。その差額が、当初、両方合わ

せて見込んだ額が 2,450万円、3月末までの使用の見込みとして約 2,700万円ということで、220万円ほどの増額が見込まれております。それから、林泉館についても同じようなことで、A重油を使用しておりますけれども、これにつきましても4月当初から3月末を想定したときに20円ほど、現在の単価で20円ほど上がっております。これにつきましては4月当初から3月見込みで73万円ほど増額になっておりまして、それぞれを合計しまして120万円ほどの増額の管理料をお願いしたいということになります。

いずれにしても、いろいろ節約を図るようにこちらからもお話をしながら、節約できるものは節約をしていただいているところがございますけれども、何せこの施設に関してはお客様をもてなすという施設でございますから、館内の温度を極端に下げるとか、そういうこともなかなかできない状況の中で運営をせざるを得ないということで、節減にもある程度限界があるというようなことで、いろいろ協議をして、この額をお願いしたいということになっております。よろしくお願いたします。

○議長（米澤秋男君） 商工振興課長。

○商工観光課長（伊藤 東君） 33ページの陶芸の里の指定管理料でございますが、指定管理には基本協定と年度協定がございます。それで、基本協定の中にこういうような条項がありまして、指定管理料の変更、第22条でございますが、甲というのは町でございます。乙は相手方です。「指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適當となったと認めたときは、相手方に対し通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができる」ということがありまして、原油高がここに当たるのかなと思って、この条項で申し出がございました。

それで、先ほど温泉保養センター所長が申し上げたとおり、今回、使っているものはガソリン、軽油、灯油、重油でございますが、軒並み上がりまして、それで協議書につきましては、もっと、70万円ばかりでございますが、そこには実績のやつでございますが、それで協議して、全部はちょっと会計上で無理でございますので、いろいろ協議して、40万円ぐらいで抑えてもらいたいということで今回のせた次第でございます。以上です。

○議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋秀二郎君） 教育総務課長、お答えします。

吉岡議員御案内と思いますが、鹿原小学校の松風寮でございまして、当初、該当児童1名ございましたが、1名ということで、平成19年度は保護者に送られて通学するというので、本来であれば、ここに計上している臨時調理員等々ですね、需用費から、予算を計上して、それ

執行するわけですが、12月から3月、結局、通学条件の不利、そういった児童のために、小野田、かつて小野田地区で松風寮というような寄宿舎を開設していたわけです。そうしたときに、今回は1名ということで、保護者と通学するということで、その分、1名の分については、教育振興費の方に通学費として今回1,000円を増加補正しております。以上です。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（三浦庄一郎君） 社会教育課長、お答えします。

委託料の26万円の減でございますが、これは当初、エクセルの中級、それから応用コースとして45名の定員で希望者を募集したところなんです、たった3名の申し込みしかなかった。そんな関係で、希望者の方にお話をしまして事業を中止したということでございまして、今回全額減額すると。

そして、歳入の方でも雑入で、参加者の負担金として3,000円ですね、13万5,000円を予定しておったんですが、これも一緒に減額しております。以上です。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） 指定管理料の補正増につきましては、さっき説明がありましたように大変な燃料の値上がり。これ、指定管理のみでなく、各公共施設、補正増、この補正予算書を見ても出ております。そういったことで、ある程度は私は仕方がないと思います。ただ、一般契約行為、これについての補正、こういった意味での補正増は出てきてないと思います。やはりそういった意味で、指定管理者制度については、さっきの説明ありましたように基本協定の中にうたわれているということで、そういったことで、ある程度は私は仕方がないと思いますが、やはりこれはあくまでもそれぞれの経営努力の中にこういった値上がりもある程度は、もうちょっと吸収していただきたいと、そういった思いがします。

それと、寄宿舎の件なんです、これ18年度も閉鎖しているわけです、2年続けて、そうですよね。17年度は大変大雪のせいで開いた。雪が豪雪になったら開く、雪がないから閉じるということで、私はちょっと問題があると思います。寄宿舎そのものはもう県内あるいは全国的に見てもちょっと珍しいかなと私は思います。やはり今現在ではこの寄宿舎制度は役目は終えたかなと私は思いますが、その辺の御見解を伺います。

それから、パソコン教室ですが、たしかこれ、去年も40何名講習したと思っています。私が言うまでもなく、大変なネット社会、IT化が進んでいるわけですが、町民の皆様もこういった面については大変な興味、関心を持っていると思います。もう少し担当課で周知徹底して、3名ではいたし方がなかったでしょうが、5名あるいは6名でもこういったものを作って…

…。20年度の予算も計上されていないように見受けられます。そういった将来につながるような町民への呼びかけ、周知徹底が必要になってくるかなと思います。それについてももう1回答弁をお願いします。

○議長（米澤秋男君） やくらい温泉保養センター所長。

○やくらい高原温泉保養センター所長（齋藤吉男君） おっしゃるとおり、急激な高騰で大変戸惑った部分もあったろうと思います。

それで、先ほども申しあげましたんですが、要求に関してはもう少し多額の要求が——要求といますか、協議の中ではもっと必要なんだということであったんですけども、こちらでもかなり絞り込んだ形で、必要額の大体40%程度ということで示している状態でございます。

なお、来年度につきましても、こういう高騰というのは今からも考えられることなので、これらを想定して運営に当たるように指導してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋秀二郎君） 教育総務課長、お答えします。

吉岡議員のおっしゃっているとおりでございます。17年度は豪雪ということでありましたけれども、昨年ではございませんでした。したがって、ことしもないわけでございますが、御質問の趣旨は、そういう状況からして、もう廃止すべき状況にあるんじゃないかという御質問だと思います。その点につきまして教育長ともどもいろいろと御相談申し上げているところでございますが、その過程としまして、地区の鹿原小学校の校長先生を初め、教員、そしてPTAの方々とお話しして、今後の廃止について相談してまいりたいなど、そんなふうには思っています。その上で結論を出していきたい、そんなふうには思っていますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（三浦庄一郎君） ただいまのパソコンの件でございますが、19年度の実績から、20年度は当初予算計上しておりません。もし希望者が、そういう声があるのであれば、補正でもできますので、これからPRとかなんかやっていきたいと思っております。（「もう1回だけ」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） もう1回、1点のみお聞きします。指定管理なんですが、一番初めの債務負担補正ですね、これ計上なされているわけなんですが、20年度のこの指定管理の中に、こ

ういった原油高と申しますか、燃料の高騰、これがどのくらい加味されているものかお聞きします。

○議長（米澤秋男君） やくらい温泉保養センター所長。

○やくらい高原温泉保養センター所長（齋藤吉男君） これにつきましては、予算を要求といたしますか、策定する段階で、11月というかなり早い時期から始まっておることもありまして、ある程度、11月あるいは12月ぐらいの価格の想定で予算は組んでおりますが、この辺については、そのぐらいの単価で燃料の経費等については計上、要求されているようでございます。

なお、今後のことにつきましては、できるだけ節減を図るといようなことで、いろいろ協議をしてみたいと思います。この20年度に関しましては、そのような状況で、単価的には11月から12月ぐらいの単価で積算をしているようでございます。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。17番一條 寛君。

○17番（一條 寛君） 20ページの、また住民バスの件でありますけれども、今ミヤコーバスの路線が通っているところについては、その路線から遠い方は住民バスを利用できる、また路線に近いところは使えないといようなことに、何か住民の方から聞いたわけなんですけれども、ミヤコーバスが通っているがゆえに、かえって便利が悪いといようなお話がありました。この辺の住民バスが使える使えない、路線バスの通っているところに関してのその基準とか、そういうものを決めてそういうことをやってらっしゃるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 大体の目安でございまして。ミヤコーバスが走っているところは走れないということでございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。17番。

○17番（一條 寛君） この辺、地域の住民の方のもう少し声を聞いて、その辺の条件緩和とか、また、あとミヤコーバスのバスの時間帯が利用するのにかなり不便だといような声もありますので、この辺もミヤコーバスへの働きかけとか、住民バスの運行の、何ていいますか、利便性を高めるとかといような考えがないかどうか、よろしく願います。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） そのようなお話、随分持ち込まれて、できるだけ対処したいといふふうに思っております。しかし、これ取り決め事項でですね、あとミヤコーバスは営業行為でやっているわけですね。こちらは、先ほど申し上げましたけれど、町費と特別交付税でや

っているということですから、民間業者にとっては戦にならないというような形になっていきます。

それから、もう一つ今言われてるのは、地元のタクシー屋さんの収益が減っているということでございます。ですから、住民の人たちの利便性といいますか、そういうものを図れば図るほど、どこかに痛みといいますか、そういうものが響いているという状況で、現在運行している形の、これを決める段階に、タクシー屋さん、それからレンタカー屋さんと相談してこの路線を決めたもんですから、そこを余り拡大しないでというような形が今のところの私の考え方でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号平成19年度加美町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号平成19年度加美町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。